

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文書分類		保存期間	㊦、10、5、3、1年
会議の名称	第3回教育委員会定例会		
開催日時	令和3年3月23日（火） 午前 ㊦午後 2時50分開会 午前 ㊦午後 3時50分閉会		
開催場所	真壁庁舎 3階 3310・3320会議室		
出席者	（委員出席者氏名） 教育長 稲川 善成、教育長職務代理者 野村 和夫 委員 小林 源洋、委員 大島 均 委員 市村 尚夫 （説明の出席者職・氏名） 教育部長 栗林 浩 次長兼学校教育課長 園田 哲也 教育指導課長 野上 郁男 生涯学習課長 久見木 憲一 スポーツ振興課長 若林 正則 文化財課長 蟹 雅一 学校給食センター所長 二宮 浩子 文化財課 文化財グループ 寺崎 大貴		
議事録署名人の選任	市村 尚夫 委員		
会議内容	別紙のとおり		
会議資料	別紙のとおり 第3回教育委員会定例会		
会議録作成方針	要点記録		
その他必要事項			
情報の公可否	㊦・否 不開示理由（部分開示を含む）		

会 議	内 容 (審議内容・審議経過・結論等)
園田学校教育課長	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>会議の前ですが、稲川教育長の任期についてご報告させていただきます。稲川教育長の任期は前教育長の残任期間である令和3年6月9日となっていました。先日の桜川市第一回定例会におきまして、再任の提案をいたしました。審議の結果、承認されました。新しい任期は、令和6年6月9日となっております。以上、報告させていただきます。</p> <p>それでは、会議の前にお諮りさせていただきます。議事における説明につきまして、文化財課の寺崎グループ長が説明のために出席することを許可いただきたいと思います。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
園田学校教育課長	<p>ありがとうございます。それでは会議の前に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>午後2時50分開会を宣する</p>
園田学校教育課長	<p>【1. 開会】</p> <p>それでは令和3年第3回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。はじめに稲川教育長よりご挨拶と諸般の報告をお願いいたします。</p>
稲川教育長	<p>【2. 教育長あいさつ及び諸般の報告】</p> <p>皆さんこんにちは。先ほど園田次長よりお話がありましたとおり、私は梅井前教育長の残任期間ということで任命をうけたところでございます。6月9日までが残任期間であったため、6月の議会に間に合わないということで、3月の議会に人事案件として上程し、議会の承認をいただきました。このことを私は深く受け止めておりまして、桜川市の教育をより発展させなくてはならないと考えているところです。今後も地域・保護者・子どもの意見等に寄り添っていきながら、また教育の今後の動向を見据えながら、学校との連携を強固にしながら進めていきたいと思っております。教育委員さん方におかれましては今後におきましても様々な面でご指導ご助言いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひい</p>

	<p>たします。</p> <p>それでは、スケジュールの報告をさせていただきます。</p> <p>(資料による説明)</p>
園田学校教育課長	<p>ありがとうございました。ここからの議事進行については稲川教育長にお願いいたします。</p>
稲川教育長	<p>それでは改めて令和3年第3回桜川市教育委員会定例会を開催します。本日の出席委員人数は私を含めまして5名です。全員出席しておりますので本委員会は成立いたします。</p>
稲川教育長	<p>【3. 議事録署名人の選任】</p> <p>本日の定例会における議事録署名人でございますが、市村委員にお願いしたいと思います。</p> <p>本日の会議に提案されている案件ですが、</p> <p>議案第6号 桜川市人事・給与改革に伴う教育委員会の関係規則等の整備(案)について(学校教育課)</p> <p>議案第7号 桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則(案)について(学校教育課)</p> <p>議案第8号 桜川市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則(案)について(学校教育課)</p> <p>議案第9号 桜川市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱(案)の制定について(学校教育課)</p> <p>議案第10号 桜川市真壁トレーニングセンター管理規則(案)の制定について(スポーツ振興課)</p> <p>議案第11号 桜川市指定有形文化財の指定について(文化財課)</p> <p>報告第2号 桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について(学校教育課)</p> <p>報告第3号 桜川市女性学級設置要項の一部を改正する告示について(生涯学習課)</p> <p>報告第4号 桜川市真壁藍工房の運営に関する要綱及び桜川市真壁藍工房の運営に関する要領を廃止する訓令について(生涯学習課)</p> <p>以上、議案は6件・報告は3件でございます。慎重なご審議の</p>

	<p>ほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>【4. 議事】</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第6号 桜川市人事・給与改革に伴う教育委員会の関係規則等の整備（案）について、学校教育課より説明願ひます。</p>
稲川教育長	
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	<p>ただいまの件につきまして、委員さんから発言等はございますか。</p> <p>役職名が変わったことに伴う関係規則等の整備ということになります。</p> <p>発言等がございませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号 桜川市人事・給与改革に伴う教育委員会の関係規則等の整備（案）について、原案通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
稲川教育長	<p>ご異議がありませんので議案第6号は原案通り決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第7号 桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則（案）について、学校教育課よりご説明願ひます。</p>
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	<p>ただいまの件につきまして、委員さんから発言等はございますか。</p> <p>猿田小学校閉校に伴い規則を改正するものとなります。</p> <p>発言等がございませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号 桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則（案）について、原案通りとすることにご異議ございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
稲川教育長	<p>ご異議がありませんので議案第7号は原案通り決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第8号 桜川市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則(案)について、学校教育課よりご説明願います。</p>
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	<p>ただいまの件につきまして、委員さんから発言等がございますか。</p> <p>発言等がございませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号 桜川市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則(案)について、原案通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
稲川教育長	<p>ご異議がありませんので議案第8号は原案通り決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第9号 桜川市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱(案)の制定について、学校教育課よりご説明願います。</p>
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	ただいまの件につきまして、委員さんから発言等がございますか。
野村教育長職務代理者	該当する児童生徒の人数はどれくらいになりますか。
園田学校教育課長	令和元年度の実績で申し上げますと、特別支援の方は83名です。

稲川教育長	今年度の人数は何人になりますか。
園田学校教育課長	令和元年度と概ね同じくらいかと思われます。
稲川教育長	この同意書を出せば、税金に関する確認ができるということですね。
園田学校教育課長	はい、その通りです。簡素化をすることで申請者と税を担当している税務課、学校教育課全てにメリットがあります。
稲川教育長	他にご発言等ございませんか。 発言等がございませんので、採決に入ります。 議案第9号 桜川市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱要綱(案)の制定について、原案通りとすることにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
稲川教育長	ご異議がありませんので議案第9号は原案通り決定いたします。 続きまして、議案第10号 桜川市真壁トレーニングセンター管理規則(案)の制定について、スポーツ振興課からご説明願います。
若林スポーツ振興課長	(資料により説明)
稲川教育長	ただいまの件につきまして、委員さんから発言等はございますか。 発言等がございませんので、採決に入ります。 議案第10号 桜川市真壁トレーニングセンター管理規則(案)の制定について、原案通りとすることにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
稲川教育長	ご異議がありませんので議案第10号は原案通り決定いたします。

	<p>続きまして、議案第11号 桜川市指定有形文化財の指定について、文化財課よりご説明願います。</p>
蟹文化財課長及び寺崎文化財グループ長	(資料により説明)
稲川教育長	説明ありがとうございます。資料に載っている亀腹石というのはどういったものになりますか。
寺崎文化財グループ長	資料の80ページに写真がございます。一番上に神社本殿の角の写真があります。基礎に見える部分の段、立ち上がりまして面取りをして角度をつけたところを亀腹石と言います。通常高さがもっと低いのですが、高久神社の場合は高さがあります。あまり見ない形です。
小林委員	亀腹石というのは石の種類ではなく、加工の方法のことを表しています。
稲川教育長	<p>答申を読んだだけでも貴重なものであることが伝わってきます。</p> <p>この資料の写真について説明いただけますか。</p>
寺崎文化財グループ長	(資料により説明)
稲川教育長	<p>ありがとうございます。委員さんから他に発言等はございますか。</p> <p>発言等がございませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第11号 桜川市指定有形文化財の指定について、原案通りとすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	(異議なし)
稲川教育長	<p>ご異議がありませんので議案第10号は原案通り決定いたします。</p> <p>続きまして報告事項にはいります。</p> <p>報告第2号 桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告</p>

	示について、学校教育課より説明願います。
園田学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	ただいまの件につきまして、委員さんから発言等はございますか。
大島委員	市の貸し出し用モバイルルーターはどれくらいで家庭で設置していますか。
園田学校教育課長	市の貸し出し用のモバイルルーターを72台程用意し、先着順で貸し出しするという方法をとりました。現在のところ貸し出ししているのは4台です。
大島委員	市内の学校に通う児童生徒のほとんどの家庭でインターネット環境が整備されているということですね。
園田学校教育課長	そういうことになります。
稲川教育長	当初希望を取った時にはそれなりに数があがったので、事務局の方では70台近く用意したところですが、実際にはルーターは貸し出すけど通信費は保護者負担となっております。そのため、貸し出しのルーターは使用せず、自分たちで通信会社と契約をしたという方が多かったということです。
大島委員	先日樺穂小学校の卒業式に出席をした際に、校長先生がインターネット環境は全家庭で整備されているとお話をしており、驚きました。市内全体ではどれくらいなのだろうと思い、お聞きしました。
園田学校教育課長	この数字で見ると限りは、ほとんどの家庭でインターネット環境が整備されていると思います。
野村教育長職務代理者	関連なのですが、以前の定例会の際に、オンライン学習のためにタブレットを各家庭に貸し出しをするというお話があったかと思えます。その際に破損をした場合の話があったかと思うのです。

<p>園田学校教育課長</p>	<p>が、実際に子ども達を使い始めて破損の状況はどのようになっていますか。</p> <p>現時点で報告を受けたのは2台です。動かなくなってしまったとか、画面が反応しない、割れたという報告を受けています。また、タッチペンが壊れてしまったということもありました。</p> <p>原則は、市で負担して直す方針です。</p>
<p>野村教育長職務代理者</p>	<p>タッチペンが壊れたというのは、強く使いすぎて壊れたということですか。</p>
<p>園田学校教育課長</p>	<p>はい。ペン先が弱いらしく、強く押すと引っ込んでしまい、それを無理に引き抜こうとすると壊れてしまうそうです。件数として報告を受けているのは1件のみです。</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>委員さん方から他にご発言等ございませんか。</p> <p>ご発言等ございませんので、報告第2号 桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について、報告のとおりといたします。</p> <p>続きまして報告3号 桜川市女性学級設置要項の一部を改正する告示について、生涯学習課より説明願います。</p>
<p>久見木生涯学習課長</p>	<p>(資料により説明)</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>ただいまの件につきまして、委員さんから発言等はございますか。</p> <p>ご発言等ございませんので、報告3号 桜川市女性学級設置要項の一部を改正する告示について、報告のとおりといたします。</p> <p>続きまして報告第4号 桜川市真壁藍工房の運営に関する要綱及び桜川市真壁藍工房の運営に関する要領を廃止する訓令について、生涯学習課より説明願います。</p>
<p>久見木生涯学習課長</p>	<p>(資料により説明)</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>ただいまの件につきまして、委員さんから発言等はございますか。</p>

市村委員	<p>先日、市役所の方と藍工房の方と色々とお話をしました。了解をお互いにしまして、今のお話のとおり移譲するという事になりました。よろしく願いいたします。</p>
稲川教育長	<p>他に発言等ございますか。 ご発言等ございませんので、報告第4号 桜川市真壁藍工房の運営に関する要綱及び桜川市真壁藍工房の運営に関する要領を廃止する訓令について、報告のとおりといたします。 議事は以上になります。ありがとうございました。 進行を学校教育課長に戻します。</p>
園田学校教育課長	<p>【5. その他】 議事進行ありがとうございました。それではその他に入ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月までの出生者数について（小林委員） ・次回教育委員会定例会の開催日時について 4月21日（水）15時00分から 真壁庁舎にて
園田学校教育課長	<p>それでは以上をもちまして本日の定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。</p> <p>午後3時50分 閉会を宣す。</p> <p>この会議の正なることを証します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">教育長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人 教育委員</p>

